

非営利協同の組織がNPO法案を考える視点

横田 克巳(神奈川県/福祉クラブ生協理事長)

NPOについて私は5～6年前から興味を持ってきたのだが、日本語に訳された正当性のある言葉をいまだに知らない。幸か不幸か日本では、阪神・淡路大震災で大量に出現した「ボランティア」活動が契機となって、NPOの必要性を説くいくつかの立場が急速に制度化をめざして検討しはじめ、各種法案の素案が提示されるまでになった。日本では「ボランティア」の定義もままならないのだが、アメリカ社会に根づいているNPOの制度化がともかく実現しようとしていることは、生活者・市民の事業・運動を推進してきた私にとって望ましいことである。

しかし、手放しで喜んでいられないのは、この間提示された各種NPO法の素案を見る限り、市民グループ・各政党・経企庁がまとめたという政府案まで、立場や理念が際だって異なるところが多い。議員立法にしる成立にこぎつけられるか心配である。

その心配な事柄をいくつか列記すれば、

- ① まず何よりもNPO法にもとづき法人格を得なければ、社会的事業や運動が容易でないと考えている団体やその要求がほとんど顕在化していない。(実際にはNPOによる法人を手にしたらばより有効に活動できると思われる社団的団体は多いのだが……)
- ② 資本主義法の原理を理解している訳ではないが、民法や商法にもとづく社会的自由の拡大がある反面、市民的自由を拡大する意義について日本の支配層の認識は、極めてかたくなままである。
- ③ したがって、非社会的領域にある各種財団・社団・公益法人・協同組合などに対しては、相変わらず前近代的規制や天下り・行政指導がまかり通っている。

④ 「公共」という公が共(社会的領域)を従えて自己実現する様を善とする思想が常識を育て、「私」が共領域をつくる営みに国家が介入操作して良識の形成を抑圧して止まない現状にある。

⑤ 日本の支配層は、国家財政の投資・再配分に当たって長期にわたり産業基盤整備政策を優先し、「社会的自由」の拡大こそ善政としてきたクセをどう脱却するかについて政策・戦略転換の目途がない。

などNPO制度を造成する主体的条件が欠落したままだといえよう。

NPO制度を成立させる根拠は、そこに大量な市民のアイデンティティーがひしめき、市民社会の市民による成熟を課題とする主体性の存在にある。30年に及ぶ市民運動が年々多様化、大量化して、抵抗型から提案型に発展したものの、それらが連合して伝統的秩序をゆさぶっているとは思えない。それは、「公的税金」セクターと「産業資本」セクターによる資本主義システムの支配的セクターが強固を極めて、「市民資本」セクターを柔軟に抑圧してきたからである。軟らかな支配を可能にしたのは、付加価値生産性を高め、貿易立国＝失業輸出によってパイの分け前を大きくしてきた過程が、国民的同意を形成したからである。

しかしこの「日本株式会社」の傾向的發展は、同時に日本型社会と政治を乖離させ、各々の矛盾を顕にした。乖離は、オイルショック以降、世界市場拡大とともに多国籍企業化が進み、冷戦構造が崩れて、政治の当事者能力が衰退した。これを補って「鉄のトライアングル」を造成し、日本型統治システムを駆動してやまない現状にある。

日本社会の矛盾は、多国籍企業化により日本一

国への市場的・政治的こだわりが低下すると同時に、重厚長大産業の構造転換について、業界4団体指導部の保守性が、世界から孤立する原因を生んでいる。パイの分け前が減らなければ動かない国民・市民は、投票率を下げ続けて斜に構えて政治を対岸に追いやり、「うさぎ小屋に住む、働き中毒」から容易に脱出できないでいる。

こうした後期資本主義システムの膠着状態を揺り動かす事ができるはずである参加型「市民資本」セクターの役割は、依然として弱いといえる。その原因は、協同組合などナショナルセンター機能が、許認可権とともに政府・行政機構に内在して自律が不十分であることと、その資本と労働の造成と再生産について成功しているといえないからである。

「市民資本」セクターは、個人資源（貨幣・知恵・労働・時間）をもって自分のために直接参加し、利用し、運営する非営利事業体であるゆえに、いくばくかの資本を持って間接参加し、利潤の配分を目的とした株式会社と峻別できる。

このもう一つのセクターが、ポスト資本主義にとってかけがえのないのは、参加型システムを内在して多数者である勤労者・市民、生活者・市民の多用生活用具を創出し、造成できるからである。ポスト資本主義は、資本主義システムの延長線上に実現しない。脱工業社会は、歴史の第3の軸として第2軸である資本主義システムと並存しながら形成されるであろう。それは、①地域社会に根ざした女性・市民のイニシャティブによるアマチュアリズムが際だち、②参加と責任の増大を自明とする事業・運動が自生し、③アンパードワークの社会的評価が高まって、それを含む価値の再配分が制度化され、④「参加・分権・自治・公開」の社会・政治システムが拓かれ、⑤3つのセクターがバランス良く機能し、⑥国家をボーダレスにして、市民と市民、地域と地域、CoopとCoop、の連帯を強め、⑦加害性強い日本が近未来にある宇宙船地球号の危機を回避する「資源・エネルギーを少なく消費して心豊かに生きる」生活スタイル転換のプログラムを提起するこ

とであろう。

こうした望ましい市民の活動と生活のあり方が、市民的社会に大量に根づくためには、NPOの制度と手法が、必要不可欠なのである。ヨーロッパ社会の勤労者・市民の方法として根つき、社会民主主義の政府が支援して発展をとげた協同組合と、アメリカの荒々しい民主主義のもとで育ってきたNPO制度が、競い合って日本の市民社会の成熟をはかる市民の生活用具として手につくことが望まれる。なぜならば、個人主権＝人権も自由も民主主義も、一方的に与えられたり権利主張の結果として実現するのではなく、現実世界から切り取って手にすることであり、同時に一定の調和を保全して自治する内実なのだと考えたいからである。

したがってNPOの主なあり方は、①法人格は業種をできるだけ多く示し、適法性によって登記でき、②運営は自治・公開を原則とし、③公的セクター外に自主管理機関を設置し、④事業収益及び労働分配は限度を定めて限度以上分について課税し、⑤剰余金の分配は認めない。⑥個人・法人のNPOへの寄付は免税とする。⑦政府及び地方自治体は「公・共」事業への参入・委託を容易にし、税制による優遇をはかるほか、郵便料金などにかかる費用の低減化を促す。⑧NPOは直接的政治活動を認めない。など……。